

令和8年第2回定例会すどうあきお一般質問（6/10(水)昼段階）

公明党議員団のすどうあきおです。

通告に従いまして、大きく4点について質問いたします。

まず初めに、「誰一人取り残さないデジタル社会の実現について」伺います。

東京都では東京アプリの運用が開始され、本年度には北区においてもデジタル通貨の導入が予定されています。行政サービスのデジタル化は、利便性の向上や行政手続きの効率化など、多くのメリットをもたらします。

一方で、高齢者や障がいのある方、スマートフォンの利用に不慣れな方、外国人の方など、デジタル化の恩恵を十分に受けられない区民が存在することも事実です。

私は区民相談を通じて、東京アプリの登録や東京ポイントの利用方法が分からず困っている方々のお声を数多く伺ってまいりました。特に高齢者の方々からは、「登録ができない」「本人確認が難しい」「ポイントの使い方が分からない」といった声が寄せられています。

本年度導入予定の北区デジタル通貨においても、同様の課題が生じることが予想されます。

そこで伺います。

- 1、北区デジタル通貨について、多言語対応や高齢者支援、代理申請への対応をどのように想定しているのでしょうか。
- 2、主幹部署は産業経済文化部になるものと考えますが、誰一人取り残さない制度とするためには、福祉部門との連携も重要です。専用相談窓口や出張相談会など、利用支援体制をどのように整備していくのでしょうか。
- 3、また、東京アプリについては東京都の施策であるとはいえ、区民にとっては行政サービスの一つです。東京都と連携し、北区デジタル通貨の相談窓口において、東京アプリについても相談できる体制を検討していただきたいと思いますが、区の見解を伺います。

さらに、デジタル通貨は単なる決済手段にとどまらず、地域課題解決のツールとして活用できる可能性があります。

- 4、例えば、防災訓練への参加や地域貢献活動への参加に応じてポイントを付与する仕組み、あるいは災害時に支援金や見舞金を迅速に給付する仕組みなどへの活用も考えられます。

平時は地域経済の活性化に活用し、災害時には被災者支援に活用する。このような防災DXの観点からも、デジタル通貨を地域課題の解決に活用していくことは大変有効であると考えます。防災訓練への参加促進や災害時支援への活用などについて、導入を視野に入れた具体的な検討を進めていただきたいと思いますと考えますが、区の見解を伺います。

続いて、「新たな災害リスクと多様化する地域社会に対応した防災対策について」伺います。

近年は首都直下地震や風水害に加え、富士山噴火による降灰災害、マンション防災、ペット同行避難、外国人防災など、新たな防災課題への対応が求められています。

まず、富士山噴火・降灰対策について伺います。

富士山は宝永噴火から300年以上が経過しています。国は首都圏降灰対策ガイドラインを策定し、東京都も地域防災計画火山編を改定しました。

東京都の火山編では、降灰時は原則として避難するのではなく、自宅等で生活を継続することを基本としています。

北区においても、自宅が安全な場合には在宅避難を選択肢として位置付け、備蓄の推進や携帯トイレの配布などに取り組んでいます。こうした方向性は、東京都の降灰対策とも共通するものと考えます。

また、千代田区では令和8年度予算において、富士山噴火時のタイムライン作成、道路除灰、火山灰仮置場の検討を開始したと伺っています。港区や足立区においても、地域防災計画等において火山噴火対策を位置付けています。

富士山噴火による降灰災害は、これまでの震災や風水害とは異なる長期的な都市機能への影響が懸念される災害です。東京都が火山編を改定し、他自治体でも具体化に向けた取組が始まる中、北区においても区民生活や行政機能への影響を見据えた備えを進めていくことが重要であると考えます。

そこで伺います。

- 5、北区地域防災計画において、富士山噴火はどのように位置付けられているのでしょうか。
- 6、また、現在想定している降灰量や区民生活への影響についてどのように認識しているのでしょうか。

- 7、さらに、降灰後の除灰方法や火山灰の仮置場候補地について検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 8、あわせて、区民への周知、マスクやゴーグル等の備蓄啓発、自主防災組織への配備、区役所BCPへの反映、東京都との役割分担についてのお考えをお示してください。

次に、マンション防災と在宅避難についてです。

北区ではマンション居住者が増加しており、災害時には避難所だけでなく、自宅で安全に生活を継続できる体制づくりが重要となっています。

本年度、全区民へ携帯トイレ3日分を配布する取組は高く評価しております。しかし、在宅避難を実効性あるものにするためには、携帯トイレだけでなく、水や食料、生活用品なども含めた家庭備蓄の推進も必要です。

そこで伺います。

- 9、今後の家庭備蓄支援についてどのように進めていくのでしょうか。
- 10、また、東京都の東京とどまるマンション事業は、在宅避難を支える重要な制度です。北区として登録促進にどのように取り組んでいくのでしょうか。

さらに、横浜市や川口市では、防災訓練や防災マニュアル、地域連携などを評価するマンション防災認定制度が導入されています。

- 11、北区においても、東京とどまるマンションに加え、北区独自のマンション防災認定制度を創設し、在宅避難を支える環境づくりを進めてはどうでしょうか。
- 12、また、マンション管理組合同士が防災に関する知見を共有できるネットワークづくりについても、区が積極的に支援するべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、ペット同行避難についてです。

ペットは家族の一員として考える方が多く、コロナ禍を経て、ペットと暮らす方が増えております。災害時にペットを理由として避難をためらうことがあってはなりません。

- 13、そこで、現在の避難所におけるペット同行避難の受入体制やペットスペース、防災用品備蓄の状況について伺います。
- 14、また、福島市に伺い、ペット同行避難から一歩進んだペット同伴避難を視察して、同伴避難用避難所や同伴が可能なテントを導入していることなどを確認しました。

北区においてペットと同室に避難をする場合の課題と、導入に必要な条件について区の見解を伺います。

防災対策の最後に外国人防災について伺います。

外国人住民は年々増加しており、防災対策においても多文化共生の視点が不可欠です。外国人向け防災訓練の充実や、多言語対応のさらなる強化が必要と考えます。また、外国人住民の方々は支援される側だけではなく、地域防災を支える重要な担い手になり得ます。

15、岡山県総社市では2013年から外国人防災リーダー制度が導入されております。

北区においても、外国人防災リーダーを育成し、地域の日本人と外国人との橋渡し役として活躍していただく取組を進めてはどうかと考えますが、区の見解を伺います。

続きまして、「多文化共生社会の実現について」伺います。

本年度、国際交流・多文化共生課が新設されました。

公明党議員団としても、多文化共生を専門的に担う部署の必要性を訴えてまいりましたので、新たな体制が整備されたことを高く評価しております。

現在、北区における外国人住民は年々増加しており、総人口に占める割合も1割に迫っています。

多文化共生はもはや国際交流事業だけではなく、地域コミュニティ、教育、防災、福祉、子育て、就労など、区政全般に関わる重要なテーマとなっています。

外国人住民の方々が安心して暮らし、地域の一員として活躍できる環境づくりは、北区全体の活力向上にもつながるものと考えます。

そこで伺います。

本年度、国際交流・多文化共生課が新設されましたが、新しい部署だからこそ、まず何から着手し、将来的にどのような多文化共生社会を目指していくのが重要であると考えます。

16、課として重点的に取り組む施策をどのように位置づけているのでしょうか。

また、今後の事業展開の方向性や工程、成果を測るための目標についてどのように考えているのか、お示しください。

さらに、多文化共生は一つの部署だけで完結するものではありません。防災、教育、福祉、子育て、産業振興など、庁内各部署との連携が極めて重要になります。

17、今後、どのような庁内連携体制を構築していくのか、お示してください。

また、外国人住民の方々からは、行政手続きや生活相談について、「どこへ相談すればよいのかわからない」という声も少なくありません。

18、そのため、生活支援や行政相談、日本語学習、就労相談などを一体的に受けられる外国人ワンストップ相談窓口の整備が必要と考えますが、区の見解を伺います。

さらに、文化や生活習慣の違いによるトラブルを未然に防ぐことも重要です。

19、ごみ出しのルールや地域での生活マナー、町会・自治会活動の紹介、マンションや集合住宅での生活ルールなどについて、多言語で分かりやすく伝えるガイドブックや動画コンテンツの充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、多文化共生の本質は、外国人住民の方々に日本社会へ適応していただくだけでなく、日本人住民と外国人住民が互いに理解し合い、地域の中で共に支え合う関係を築くことにあります。

20、そのためには、町会・自治会への参加促進や地域イベントへの参画など、地域との接点づくりが重要になります。区としてどのように進めていく考えか、お示してください。

加えて、現在地域において外国人住民との橋渡し役として活躍されている方々や、コミュニティソーシャルワーカーの皆様は非常に大きいものがあります。特にコミュニティソーシャルワーカーの皆様は、高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者など幅広い支援を担い、地域福祉の推進に大きく貢献していただいております。一方で、今後さらに外国人住民が増加する可能性を考えると、日本語支援、多文化理解、外国人コミュニティとの連携など、多文化共生分野に特化した専門的な支援体制も求められるのではないのでしょうか。

21、そこで、多文化共生コーディネーターの配置について提案いたします。これはCSWの役割を代替するものではなく、CSWや町会・自治会、学校、地域団体などと連携しながら、多文化共生分野を専門的に担う人材として位置付けるものです。地域と行政、外国人住民をつなぐ専門人材として育成・配置することで、より実効性のある多文化共生施策につながると考えますが、区の見解を伺います。

続いて、「区民プール及び学校プールのあり方について」伺います。

近年の猛暑の常態化や施設の老朽化により、区民プール及び学校プールを取り巻く環境は大きく変化しています。

今年度は桐ヶ丘プールが設備上の課題により安全な運用が困難となったため、休止となりました。地域の皆様からは残念だという声も多く聞いております。区民プールは単なるレジャー施設ではありません。子どもたちの水泳機会の確保、高齢者の健康づくり、障害者スポーツの場としても重要な役割を担っています。

そこで伺います。

22、桐ヶ丘プールについて、今後の整備方針をどのように考えているのでしょうか。

また、王子プールや谷端プールを含む屋外プールについては、近年の猛暑による利用環境の変化もあります。

23、今後の屋外プールのあり方について、区としてどのように考えているのかお示しください。

次に学校プールについて伺います。

近年は暑さ指数、いわゆるWBGTの上昇により、水泳授業が中止となるケースも増えています。子どもたちの泳力や学習機会への影響も懸念されるところです。

24、そこで、今後の学校プール暑熱対策のさらなる取り組みや、水泳授業の民間屋内プールの活用についてどのように考えているのか伺います。

25、また、学校プールについては、授業利用だけではなく、地域開放についてもさらに検討していただきたいと考えますが、区の見解を伺います。

続いて、赤羽西地区におけるスポーツ拠点整備について伺います。

桐ヶ丘プールが休止となった今、赤羽西地区において水泳や水中運動を行うことができる環境をどのように確保していくのかは、大きな課題であると考えています。

現在、赤羽西地区には区民プールだけでなく、民間を含めても気軽に利用できるプール施設が少ない状況です。

一方で、水泳や水中運動は、子どもたちの体力向上だけでなく、高齢者の健康づくりや介護予防、障害者スポーツの推進という観点からも非常に有効な運動であります。

私は、直ちに新たなプール整備を求めるものではありません。しかし、赤羽西地区において、区民が継続的にプールを利用できる環境をどのように確保していくのかについては、今後の施設整備や地域づくりの中で検討していく価値があると考えています。

26、今後予定されている桐ヶ丘体育館の改築や、桐ヶ丘中央公園再整備なども見据えながら、地域におけるプール機能の確保について前向きに検討していただきたいと思いますが、区の見解を伺います。

最後に、桐ヶ丘体育館について伺います。

桐ヶ丘体育館については、全面的な冷暖房設備が整っておらず、利用者の皆様から暑さ対策を求める声を数多くいただいております。

これまでスポットクーラーの設置やそれに伴う電力確保などに取り組んでいただいております。アリーナ環境の改善に向けた取組について感謝申し上げます。

その上で、現場からは、地下にある柔道場や剣道場には扇風機以外の空調設備がなく、特に夏場の利用環境の改善を求める声をいただいております。

また、屋外テニスコートについても、休憩時に利用できる日陰スペースを求める声があります。

27、改築までにはまだ時間を要するものと思われませんが、利用者の安全確保と熱中症対策の観点から、柔道場・剣道場の暑さ対策や、屋外テニスコートの日陰確保について、また、さらなるアリーナ環境の改善など、できる点がないか検討していただきたいと思いますが、区の見解を伺います。

28、テニスコートの隣には、弓道場もありますが、雨漏りやシャッター、外壁等の老朽化が見受けられるとお声をいただいています。地震対策も必要ではないかと考えます。必要な修繕について、北区弓道連盟の皆様とご協議の上、取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上、大きく4つのテーマについて質問いたしました。

区民の皆様が安心して暮らし、支え合いながら活躍できる北区の実現に向けて、前向きなご答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。